

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費助成に関する事務
②事務の概要	甲斐市こども医療費助成金支給条例(平成16年甲斐市条例第108号)、甲斐市こども医療費助成金支給条例施行規則(平成20年甲斐市規則第8号)及び甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年甲斐市条例第31号。以下「甲斐市番号条例」という。)により行う事務。 Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録等を行うことで、以下の事項を可能とする。 ・マイナポータルを介して、住民が自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報を取得/閲覧すること。 ・医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際、住民がオンライン資格確認端末にマイナナンバーカードを使用することによって、医療機関が公費医療費助成の資格情報を取得/閲覧すること。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格者に係る医療費申請の受理・審査・応答に関する事務 ②受給者証に関する事務 ③医療費の支払に関する事務 ④Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務 ⑤その他諸届の処理に関する事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	総合福祉システム(こども医療費)、宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成金受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 甲斐市番号条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 甲斐市番号条例第4条 別表第1 2項、別表第2 8項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども子育て健康部 子育て支援課
②所属長の役職名	こども子育て健康部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692(直通)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーによる照会の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、こども医療費助成事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☒ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	-------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	甲斐市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I . 1. ②事務の概要	・甲斐市こども医療費助成金支給条例(平成16年甲斐市条例第108号)、甲斐市こども医療費助成金支給条例施行規則(平成20年甲斐市規則第8号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき制定を予定している条例により行う事務。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・甲斐市こども医療費助成金支給条例(平成16年甲斐市条例第108号)、甲斐市こども医療費助成金支給条例施行規則(平成20年甲斐市規則第8号)及び甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年甲斐市条例第31号。以下「甲斐市番号条例」という。)により行う事務。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格者に係る医療費申請の受理・審査・応答に関する事務 ②受給者証に関する事務 ③医療費の支払に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	
平成29年3月13日	I . 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例	番号法第9条第2項 甲斐市番号条例第4条	事後	
平成29年3月13日	I . 4. ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年3月13日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 甲斐市番号条例第4条 別表第1 2項、別表第2 8項 (情報提供の根拠) なし	事後	
平成29年3月13日	I . 5. ①部署	福祉健康部 子育て支援課	子育て健康部 子育て支援課	事後	
平成29年3月13日	I . 5. ②所属長	福祉健康部 子育て支援課長 小宮山正美	子育て健康部 子育て支援課長 島田 伸	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I. 7. 請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-2111	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)	事後	
平成29年3月13日	I. 8. 連絡先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-2111	子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692(直通)	事後	
平成29年3月13日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	I. 5. ②所属長の役職名	子育て健康部 子育て支援課長 島田 伸	子育て健康部 子育て支援課長	事後	
令和1年6月20日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV.リスク対策				
令和3年1月4日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠中	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報		9.規則第9条第2項の適用	事後	
令和7年4月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV.リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和7年4月1日	I. 5. 評価実施機関における担当部署	①子育て健康部 子育て支援課 ②子育て健康部 子育て支援課長	①こども子育て健康部 子育て支援課 ②こども子育て健康部 子育て支援課長	事前	
令和7年4月1日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原 2610 電話:055-278-1692(直通)	こども子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原 2610 電話:055-278-1692(直通)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月12日	I . 1. ②事務の概要	・甲斐市子ども医療費助成金支給条例(平成16年甲斐市条例第108号)、甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則(平成20年甲斐市規則第8号)及び甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年甲斐市条例第31号。以下「甲斐市番号条例」という。)により行う事務。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格者に係る医療費申請の受理・審査・応答に関する事務 ②受給者証に関する事務 ③医療費の支払に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	【PMHに関する記載の追加】 Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録等を行うことで、以下の事項を可能とする。 ・マイナポータルを介して、住民が自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報を取得/閲覧すること。 ・医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際、住民がオンライン資格確認端末にマイナンバーカードを使用することによって、医療機関が公費医療費助成の資格情報を取得/閲覧すること。 【特定個人情報ファイルの追加】 ④Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務 ⑤その他諸届の処理に関する事務	事前	システム標準化に伴う評価の再実施
	I . 1. ③システムの名称	総合福祉システム(子ども医療費)、宛名システム、中間サーバー	総合福祉システム(子ども医療費)、宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事前	